

2021年1月8日

前期課程学生の皆様へ

定期試験への対応について

政府が緊急事態宣言を発出したことに鑑み、東京大学として活動制限指針を1月11日から「レベル1」に引き上げることになりました（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/president/COVID-19-message-taskforce-6-students.html>）。これに伴い、駒場のステージを1月11日よりイエローからオレンジに移行することになりました。今回のステージ・オレンジについての具体的指針は追ってご連絡いたしますが、まず差し迫っている前期課程の定期試験への対応について、下記の通り基本方針をご連絡いたします。

【今セメスター／タームにおける定期試験の基本方針】

1 対面で実施予定の試験（繰り上げ試験も含む）は、基本的に当初の予定通り対面試験を行います。

2 ただし、平常点、レポート、オンライン試験などで代替が可能な科目については変更もあります。評価方法が変更された場合については、前期課程のウェブサイト(<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/zenki/news/index.html>)で科目担当の先生から連絡があり次第周知いたしますので、適宜ご確認をお願いいたします。

オンライン試験をキャンパス内で受験することになった場合にも、教室等について指示がある場合がありますので、担当教員からの指示をご確認ください。

3 対面試験実施については、十分に距離をとった座席の指定、換気・手指消毒の励行、マスクの着用など、感染対策に万全をを期す予定です。オンライン試験をキャンパス内で受験する場合を含めて、学生の皆さんにおかれましても、感染防止へのご協力をお願いしたいと思います。また、試験前後もキャンパス内において感染予防のため「三密」を避け、ソーシャル・ディスタンスを保った行動をお願いします。

4 オンライン試験を希望する学生の事前申請は、1月7日（木）16時に締め切られました。今後、体調に異変を感じたなどの場合には、以下の通りの対応をお願いします。

- ①新型コロナウイルス感染の擬似症状がでている場合は絶対に登校せず、速やかに下記の対応を行って下さい。濃厚接触者と認定された場合も同様の対応をお願いします。
 - i) 学部／研究科の感染報告フォームより大学に報告する
 - ii) 速やかに医療機関を受診する
- ②上記対応を行ない、待機が必要な期間と対面実施の定期試験実施日時が重なってしまった学生は、該当試験について代替措置の対象となります。医療機関受診の結果についても、速やかに報告をお願いします。

※新型コロナウイルスに感染した場合、医療機関から指示がなければ、報告日から14日間かつ自覚症状の完全な消失（ただし、味覚と嗅覚異常はウイルスが死滅した後も継続する場合がありますのでこの対象としない）から72時間が経過するまでは、自宅待機することとします。

※感染報告フォームから報告があった場合でも、当該試験終了後に報告されたものについては、代替措置の対象としません。
- ③代替措置は担当教員が実施します。
- ④代替措置の実施方法について、担当教員から指示がありますので、その指示に従ってください。
- ⑤試験当日、キャンパス内で体調に異変を感じた場合は、無理に受験せず、速やかに状況を感染報告フォームより報告のうえ、医療機関を受診してください。
- ⑥医療機関を受診した結果、新型コロナウイルス感染ではないと判明した場合でも、報告をお願いします。判明後に実施される試験について、受験できる状況であれば受験していただき、受験できなければ追試験の申請等、通常に必要な手続きを行なってください。

今回の措置は、緊急事態宣言下での対面試験実施というきわめて特殊な状況によるものですので、ご理解ください。

感染が拡大している現在ですが、皆さんも東京大学の学生として自らの行動に

責任を持って体調管理に努めていただき、万全の状態です試験に臨んでいただけるようお願いいたします。

教養学部長／総合文化研究科長 太田 邦史